

西日本ブロック協議会教育部会主催事業参加者の遵守事項

- ◎事業参加者に以下を周知、理解を求める。
- ◇事業の2週間前から事業当日まで以下事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。
 - ・発熱（37.5℃以上）が認められる。
 - ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
 - ・だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
 - ・臭覚や味覚の異常がある。
 - ・新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴がある。
 - ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる。
 - ・各事業参加14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。

西日本ブロック協議会教育部会主催事業参加者への守っていただきたいこと

- ◎スキーをしているとき以外は、常時マスクを着用してください。
 - ・屋外においては防寒、防風のためのフェイスマスクやネックウォーマー等でも可。待機時間や休憩等屋内で過ごす際にはマスクが望ましい。
 - ・マスクが汚染や水濡れ等で使用できなくなることを考慮し、替えを持参すること。
 - ・使用済みのマスクは会場で破棄せず、自身で持ち帰ること。
- ◎こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- ◎他の参加者、役員等他者との距離を確保してください。（最低1m以上）
- ◎各事業中、大きな声での会話や応援等をしないでください。
- ◎感染防止の為に主催者およびスキー場管理者が決めたその他の措置を遵守してください。
- ◎事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに西日本ブロック協議会教育部会担当者まで連絡下さい。
- ◎スマートフォンをお持ちの方は、新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」のインストールを推奨します。
- ◎各事業毎、参加日毎に健康チェックシートを記入し、毎朝必ず提出する。
- ◎各事業中に体調不良になった場合は、必ず担当者に申告し、その指示に従う。
- ◎新型コロナウイルスに感染が疑われる場合、運営責任者の判断で参加を断る場合がある。

以上の遵守事項を下記署名をもって同意したものと致します。ご署名の程宜しくをお願いします。

年 月 日

署名
